

ご利用の手引き

資金名	<b>長期資金（特別小規模貸付）</b>																	
目的	小口零細企業保証制度に対応し、小規模事業者が必要とする一般的な資金を100%保証（責任共有制度対象外）で融資する																	
融 資 者 対 象 者	県内で事業を営む者、又は県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件※を満たすもの [その他のポイント①] [※小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）] 次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者 ① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人 [その他のポイント②③]																	
	<table border="1"> <tr> <td>製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）</td> <td>5人以下</td> </tr> </table>		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業	20人以下	卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下	② 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等） [その他のポイント②③] ③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等 ④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること											
製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業	20人以下																	
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下																	
資金使途	設備資金及び運転資金																	
借 換	県制度融資等の「特別小規模貸付」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④]																	
融 資 条 件	利 率	年1.85%（固定）	期 間	7年以内（うち据置6か月以内）														
	限 度 額	1企業・1組合 2,000万円 （既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります）	預 託	あり														
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける																
	特別保証制度等	小口零細企業保証制度に対応																
	責任共有制度	対象外																
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率 [その他のポイント⑤]																
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）																
	担 保	保証協会の定めによる																
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会																	
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）																	
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類																	
融資フロー	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中小企業者</td> <td>→ 申込</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査</td> <td>→ 保証申込</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保証協会 ・保証審査</td> <td>→ 実行報告</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>← 実行</td> <td></td> <td>← 保証承諾</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				中小企業者	→ 申込	取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査	→ 保証申込	保証協会 ・保証審査	→ 実行報告	県		← 実行		← 保証承諾			
中小企業者	→ 申込	取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査	→ 保証申込	保証協会 ・保証審査	→ 実行報告	県												
	← 実行		← 保証承諾															

- ① 国の全国統一制度である小口零細企業保証制度を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは小口零細企業保証制度要綱に依拠します。小口零細企業保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「常時使用する従業員数」の数え方は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
  - イ 会社役員は、含みません。
  - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
  - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
  - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
  - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ③ NPO法人は利用できません。（ただし、医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能です）
- ④ 小規模資金とは、下表の資金をいいます。ただし、本貸付は責任共有制度の対象外である小口零細企業保証制度の利用を前提としているため、下表に該当する既往借入金のうち、責任共有制度対象外保証を付したもののからの借り換えにのみ利用可能となります。

区 分	資 金 名
兵庫県中小企業融資制度	特別小規模貸付、小規模無担保貸付、無担保無保証人貸付、こうべおうえん、こうべ小規模、こうべ無担保
平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度	小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資

なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ⑤ 商工会議所・商工会の推薦を受けることにより信用保証料0.1%の割引を受けられることがあります。